

原議保存期間	5年(令和1年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和1年12月31日まで保存)

県相甲達第24号
会甲達第26号
令和6年4月18日

部課署長 殿

石川県警察本部長

犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領の改正について（通達）

- 対号1 平成28年6月28日付け県相甲達第13号、会甲達第9号、刑企甲達第60号、捜一甲達第27号、鑑甲達第7号「犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領の制定について（通達）」
- 対号2 平成29年8月22日付け県相甲達第14号、会甲達第16号、刑企甲達第74号、捜一甲達第240号、鑑甲達第15号「犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領の一部改正について（通達）」
- 対号3 平成30年4月10日付け県相甲達第14号、会甲達第10号、刑企甲達第51号、捜一甲達第13号、鑑甲達第3号「犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領の一部改正について（通達）」

犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担制度については、対号に基づき運用しているところであるが、別添のとおり犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領を改正するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領

1 目的

この要領は、犯罪行為の現場となった犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）の自宅に対する清掃費用を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 対象事件

対象事件は、次に掲げる犯罪により被害者等の自宅が汚損され、業者による専門的な清掃が必要と認められる事件とする。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条）
- (2) 強盗致死罪（刑法第240条）
- (3) 強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条）
- (4) 不同意性交等致死罪（刑法第181条）
- (5) 不同意わいせつ致死罪（刑法第181条）
- (6) 監護者わいせつ致死罪（刑法第181条）
- (7) 監護者性交等致死罪（刑法第181条）
- (8) 逮捕致死罪（刑法第221条）
- (9) 監禁致死罪（刑法第221条）
- (10) 傷害致死罪（刑法第205条）
- (11) その他所属長が必要と認めるもの

3 対象経費

対象経費は、被害者等の自宅の清掃（血痕、吐しゃ物、排せつ物、異臭等の除去等）に要する経費のみとし、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する経費は含まないものとする。

4 適用除外事由

公費で負担することが社会通念上適切でないとき、これを行わないものとする。

5 手続

- (1) 所属長は、前記2の対象事件を認知した場合、警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）に連絡するものとする。

- (2) 県民支援相談課長は、必要により警察本部事件主管課長及び刑事部鑑識課長と公費負担の要否について協議の上、結果について所属長に連絡するものとする。
- (3) 公費負担制度の適用が可能となった場合、所属長は、実施場所の所有者等に対して、この制度の趣旨等を説明し、公費負担の希望の意思を確認する。
- (4) 所属長は、別記様式「犯罪被害現場のハウスクリーニング公費負担申請書」により、県民支援相談課長を経由して警察本部長に申請するものとする。
- (5) ハウスクリーニング業者の手配、支出事務手続は、県民支援相談課において行うものとする。

6 運用上の留意事項

- (1) 所属長は、本制度を被害者等に教示する際には、必ずしも公費負担されるとは限らず、また、清掃内容が希望に添えない場合があることを説明し、理解を得る。
- (2) これまでも各種犯罪被害現場では、警察職員が被害者等の心情に配慮し、可能な限り復元に努めた上で引渡しを行ってきたところであり、今後もこれら警察としての基本的な対応は何ら変わるものではなく、本制度が優先されるものではない。
- (3) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。

(別記様式省略)